

第5章 水道料金制度等

- 1 水道料金制度の変遷
- 2 水道料金等の変遷
- 3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳
- 4 用途別・水量ランク別有収水量
- 5 年度別・用途別有収水量
- 6 年度別水道料金等調定状況
- 7 水道料金の徴収と督促等の状況
- 8 水道メーター点検状況
- 9 水道料金の減免措置と特例計算
- 10 大阪府下 各市水道料金比較

1 水道料金制度の変遷

年	月	日	事 項
昭和26	4	1	水道料金創設（水道料金体系は用途別一律超過料金体系を採用） 水道メーター使用料創設
29	7	1	第1回水道料金改定
32	10	1	第2回水道料金改定
34	3	1	第1回水道メーター使用料改定
34	4	1	下止々呂美簡易水道料金創設
37	4	1	第3回水道料金改定 第2回水道メーター使用料改定 第1回手数料改定
39	4	1	栗生簡易水道料金創設
40	7	1	第4回水道料金改定
42	4	1	上止々呂美簡易水道料金創設 出納取扱金融機関に「住友銀行豊中支店」指定
42	8	1	水道料金口座振替制度採用
43	4	1	栗生簡易水道料金廃止
44	10	8	下水道使用料徴収業務受託
45	8	1	第3回水道メーター使用料改定
46	6	1	口径別納付金制度採用
46	10	1	水道料金計算業務の一部を電算処理委託（口座振替分のみ）
47	10	1	水道料金計算業務の全部を電算処理委託
49	6	1	隔月検針・隔月集金実施
52	5	1	第1回口径別納付金改定
52	10	1	水道料金の集金制を廃止し、納付制に切替 消込業務及び第1次督促状発行業務の電算処理委託
53	4	1	第5回水道料金改定 第1回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 水道料金体系をすべて用途別一律超過料金体系から用途別段階別逓増制料金体系に変更 第2回手数料改定
53	6	1	マンション等共同住宅に水道料金の特例計算を採用

年	月	日	事 項
昭和 5 3	1 1	2 8	出納取扱金融機関（住友銀行）取扱店を豊中支店から箕面支店に変更
5 4	1 0	1	水道料金口座振替分の領収書を廃止し、振替済通知書に変更
5 5	1	4	既設開栓申込の電話受付を開始
5 5	1 0	1	第 2 次督促状及び停水予告状の発行業務を電算処理委託
5 7	5	1	第 6 回水道料金改定 第 2 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第 2 回口径別納付金改定 第 4 回水道メーター使用料改定 第 3 回手数料改定 生活保護世帯に対し水道の基本料金及びメーター使用料の免除措置を実施
6 0	1 0	1	精算料金の徴収方法を窓口収納から「転居先への納付書郵送」 「口座振替」「現地精算」のいずれかに変更 閉栓申込の電話受付を開始
6 1	4	1	第 7 回水道料金改定 第 3 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 郵政省を収納取扱金融機関に指定
6 1	6	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を実施 ①母子年金、遺児年金、準母子年金又は遺族基礎年金のいずれかを受給している世帯 ②児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給している世帯 ③身体障害者（1 級・2 級）又は知的障害者（A・B ₁ ）のいる世帯
6 2	4	1	水道料金の転出精算分に郵便振替制度採用
平成 3	1 1	1	使用水量・消込原符の読取り及び未納水道料金検索・納入通知書再発行のため小型 OCR・オフィスコンピュータ導入
4	4	1	計量業務（上水道事業地域の一部）を業者委託
4	6	1	月 4 回の水道料金計算業務を月 2 回に変更

年	月	日	事 項
平成 6	4	1	第 8 回水道料金改定 第 4 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定
8	3	1	水道料金システムの電算処理を業者委託から自己処理に切替 納入通知書その他各種通知書を封書からメールシーラーによる はがき型式に切替
9	6	1	第 9 回水道料金改定（消費税 5% を外税で課税） 第 5 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定（消費税 5% を 外税で課税）
1 0	1 0	1	計量業務にハンディターミナルシステムを導入 滞納整理に領収書発行用ハンディターミナル導入
1 3	4	1	第 1 0 回水道料金改定 第 6 回上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金改定 第 5 回水道メーター使用料改定
1 3	1 0	1	コンビニエンスストアでの収納取扱開始
1 5	2	5	口座振替伝送システムを導入
1 6	4	1	水道料金を消費税込みに改定 上止々呂美・下止々呂美簡易水道料金を消費税込みに改定 水道メーター使用料を消費税込みに改定
1 8	1 0	1	生活保護世帯に対する水道料金（基本料金及びメーター使用料）の 福祉減免措置を廃止
1 9	3	2 9	北部簡易水道料金創設（平成 1 9 年箕面市条例第 1 6 号） * 上水道料金と同様とする。
1 9	4	1	計量業務を業者委託
2 2	7	1	第 1 1 回水道料金改定
2 2	1 0	1	水道料金（基本料金及びメーター使用料）の福祉減免措置を廃止
2 3	4	1	上止々呂美・下止々呂美・北部簡易水道料金廃止
2 5	7	1	第 1 2 回水道料金改定
2 5	1 0	1	クレジットカード払いでの収納取扱開始

年	月	日	事 項
平成 26	4	1	水道料金の消費税率を 8 % (外税課税) に改定

2 水道料金等の変遷

(1) 水道料金の変遷（1ヶ月につき）

料金体系		創設		料金改定		
				第1回		
(用途別一律超過料金体系)		昭和26年4月		昭和29年7月		
一般用	家事用	基本料金	10m ³ まで	200	10m ³ まで	200
		超過料金	1m ³ につき	25	1m ³ につき	25
	普通営業用	基本料金	20m ³ まで	450	20m ³ まで	400
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	病院・官公署用	基本料金	20m ³ まで	350	20m ³ まで	350
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	学校用	基本料金	20m ³ まで	350	100m ³ まで	1,500
		超過料金	1m ³ につき	20	1m ³ につき	20
	原動力・工事用	基本料金	30m ³ まで	750	30m ³ まで	750
		超過料金	1m ³ につき	30	1m ³ につき	30
	湯屋用	基本料金	100m ³ まで	1,500	1m ³ につき	15
		超過料金	1m ³ につき	17		
工事その他臨時用	基本料金	1m ³ につき	30～	1m ³ につき	30～	
	超過料金		100		100	
備考						

料金体系			料金改定		
			第5回	第6回	第7回
(用途別段階別逦増制料金体系)			昭和53年4月	昭和57年5月	昭和61年4月
一般用	基本料金	8m ³ まで	320	400	580
	超過料金 (1m ³ につき)	9m ³ ～10m ³ まで	50	60	85
		11m ³ ～20m ³ まで	60	75	100
		21m ³ ～30m ³ まで	75	95	120
		31m ³ ～50m ³ まで	90	110	140
		51m ³ ～100m ³ まで	110	130	160
		101m ³ ～300m ³ まで	130	150	180
		301m ³ ～500m ³ まで	160	180	210
		501m ³ ～	190	210	240
湯屋用	基本料金	100m ³ まで	3,000	3,600	4,600
	超過料金	1m ³ につき	44	52	67
工事その他臨時用	基本料金	2m ³ まで	1m ³ につき	1m ³ につき	800
	超過料金	1m ³ につき	300	400	400
備考	*昭和53年4月 用途別段階別逦増制料金体系に変更				

(単位：円)

料金改定					
第2回		第3回		第4回	
昭和32年10月		昭和37年4月		昭和40年7月	
10m ³ まで	250	10m ³ まで	250	8m ³ まで 10m ³ まで	280 350
1m ³ につき	(1号)31	1m ³ につき	(1号)31	1m ³ につき	45
	(2号)28		(2号)28		
20m ³ まで	500	20m ³ まで	500	20m ³ まで	700
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
20m ³ まで	438	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
100m ³ まで	1,875	20m ³ まで	900	20m ³ まで	900
1m ³ につき	25	1m ³ につき	50	1m ³ につき	50
30m ³ まで	938	30m ³ まで	938	30m ³ まで	1,140
1m ³ につき	38	1m ³ につき	38	1m ³ につき	48
100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	1,650	100m ³ まで	2,300
1m ³ につき	19	1m ³ につき	19	1m ³ につき	30
1m ³ につき	38	1m ³ につき	50	1m ³ につき	60
* 1号：2号適用者以外 2号：1メートルで2世帯以上使用の場合					

(単位：円)

料金改定						
第8回	第9回	第10回		第11回	第12回	
平成6年4月	平成9年6月	平成13年4月	平成16年4月	平成22年7月	平成25年7月	平成26年4月
680	648	920	966.00	779.00	723.00	689
120	115	150	157.50	157.50	157.50	150
140	140	170	178.50	178.50	178.50	170
165	165	195	204.75	204.75	204.75	195
195	195	225	236.25	236.25	236.25	225
225	225	255	267.75	267.75	267.75	255
255	255	285	299.25	299.25	299.25	285
290	290	320	336.00	336.00	336.00	320
325	325	355	372.75	372.75	372.75	355
4,600	4,600	5,600	5,880.00	5,880.00	5,880.00	5,600
67	67	80	84.00	84.00	84.00	80
1,000	1,000	1,200	1,260.00	1,260.00	1,260.00	1,200
500	500	600	630.00	630.00	630.00	600
*平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税		*平成16年4月1日から消費税込みに改定			*平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税	

(2) 水道メーター使用料の変遷

(単位：円/月)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定	第3回改定	第4回改定	第5回改定		
	昭和26年4月	昭和34年3月	昭和37年4月	昭和45年8月	昭和57年5月	平成13年4月	平成16年4月	平成26年4月
13	20	20	45	45	50	25	26.25	25
16	25	25	—	—	—	—	—	—
20	30	30	80	80	100	50	52.50	50
25	40	使用者 において 設置	80	80	100	50	52.50	50
30	—		—	200	200	100	105.00	100
40	—		250	250	250	125	131.25	125
50	使用者 において 設置		680	680	1,700	850	892.50	850
75			900	900	2,000	1,000	1,050.00	1,000
100			1,050	1,050	2,300	1,150	1,207.50	1,150
150			—	1,500	4,100	2,050	2,152.50	2,050
200			—	—	—	—	—	—

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税

(3) 口径別納付金の変遷

(単位：円)

口径 (mm)	創設	第1回改定	第2回改定		第3回改定
	昭和46年6月	昭和52年5月	昭和57年5月	平成16年4月	平成26年4月
13	20,000	40,000	80,000	84,000	80,000
20	50,000	100,000	170,000	178,500	170,000
25	90,000	180,000	310,000	325,500	310,000
30	140,000	280,000	480,000	504,000	480,000
40	280,000	560,000	950,000	997,500	950,000
50	490,000	980,000	1,670,000	1,753,500	1,670,000
75	1,330,000	2,660,000	4,520,000	4,746,000	4,520,000
100	2,730,000	5,460,000	9,280,000	9,744,000	9,280,000
150	7,540,000	15,080,000	25,640,000	26,922,000	25,640,000
200以上	市長が別に定める	市長が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める

- * 平成9年6月1日から消費税5%を外税で課税
- * 平成16年4月1日から消費税込みに改定
- * 平成26年4月1日から消費税8%を外税で課税

3 用途別栓数、戸数及び有収水量内訳

用 途	栓 (栓)	数	戸 (戸)	数	有 収 (m ³)	水 量	備 考
		構成率		構成率		構成率	
1 家事用	52,007	95.8%	62,567	94.9%	11,906,894	84.7%	
2 営業用	1,441	2.7%	2,152	3.3%	1,216,776	8.6%	
3 官公署用	303	0.6%	305	0.5%	223,351	1.6%	
4 学校用	51	0.1%	391	0.6%	248,740	1.8%	
5 工場用	189	0.3%	189	0.3%	141,607	1.0%	
6 プール用	11	0.0%	11	0.0%	85,067	0.6%	
7 病院用	29	0.0%	29	0.0%	209,947	1.5%	
8 湯屋用	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
9 臨時用	252	0.5%	252	0.4%	30,204	0.2%	
合 計	54,283	100.0%	65,896	100.0%	14,062,586	100.0%	

4 用途別・水量ランク別有収水量

(1) 一般用

水量ランク	区 分	用 途 別 区 分					
		家事用		営業用		官公署用	
0～ 8m ³	水 量(m ³)	926,785		26,210		3,797	
	用途別比率 ランク比率	94.6%	7.8%	2.7%	2.2%	0.4%	1.7%
9～ 10m ³	水 量(m ³)	464,914		8,997		1,509	
	用途別比率 ランク比率	97.6%	3.9%	1.9%	0.7%	0.3%	0.7%
11～ 20m ³	水 量(m ³)	4,343,573		46,284		5,202	
	用途別比率 ランク比率	98.7%	36.5%	1.1%	3.8%	0.1%	2.3%
21～ 30m ³	水 量(m ³)	3,522,954		45,525		2,812	
	用途別比率 ランク比率	98.4%	29.6%	1.3%	3.7%	0.1%	1.3%
31～ 50m ³	水 量(m ³)	1,867,607		71,066		4,629	
	用途別比率 ランク比率	95.4%	15.7%	3.6%	5.8%	0.3%	2.1%
51～100m ³	水 量(m ³)	299,156		123,832		12,983	
	用途別比率 ランク比率	64.1%	2.5%	26.5%	10.2%	2.8%	5.8%
101～300m ³	水 量(m ³)	118,445		225,309		41,635	
	用途別比率 ランク比率	23.8%	1.0%	45.4%	18.5%	8.4%	18.6%
301～500m ³	水 量(m ³)	44,050		94,756		31,095	
	用途別比率 ランク比率	16.7%	0.3%	36.0%	7.8%	11.8%	13.9%
501m ³ 以上	水 量(m ³)	131,021		447,492		114,461	
	用途別比率 ランク比率	12.1%	1.1%	41.4%	36.8%	10.6%	51.3%
水量ランク外	水 量(m ³)	188,389		127,305		5,228	
	用途別比率 ランク比率	57.0%	1.6%	38.6%	10.5%	1.6%	2.3%
計	水 量(m ³)	11,906,894		1,216,776		223,351	
	用途別比率 ランク比率	84.8%	100.0%	8.7%	100.0%	1.6%	100.0%

*水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

(2) 湯屋用

水量ランク	水 量(m ³)
	ランク比率 (%)
0～100m ³	0
	0.0%
101m ³ 以上	0
	0.0%
水量ランク外	0
	0.0%
計	0
	0.0%

(3) 臨時用

水量ランク	水 量(m ³)
	ランク比率 (%)
0～2m ³	1,055
	3.5%
3m ³ 以上	29,116
	96.4%
水量ランク外	33
	0.1%
計	30,204
	100.0%

*水量ランク外は開栓後初回請求分および閉栓精算分である。

用 途 別 区 分								計	
学校用		工場用		プール用		病院用			
20,850		1,951		175		196		979,964	
2.1%	8.4%	0.2%	1.4%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	100.0%	7.0%
9		931		0		75		476,435	
0.0%	0.0%	0.2%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	3.4%
0		5,383		79		255		4,400,776	
0.0%	0.0%	0.1%	3.8%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	100.0%	31.4%
0		6,834		149		579		3,578,853	
0.0%	0.0%	0.2%	4.8%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%	100.0%	25.5%
96		11,797		497		1,767		1,957,459	
0.0%	0.0%	0.6%	8.3%	0.0%	0.6%	0.1%	0.8%	100.0%	13.9%
650		26,699		2,199		1,428		466,947	
0.1%	0.3%	5.7%	18.9%	0.5%	2.6%	0.3%	0.7%	100.0%	3.3%
52,448		41,544		8,258		8,742		496,381	
10.6%	21.1%	8.4%	29.3%	1.7%	9.7%	1.7%	4.2%	100.0%	3.5%
66,102		9,604		9,270		8,417		263,294	
25.1%	26.6%	3.7%	6.8%	3.5%	10.9%	3.2%	4.0%	100.0%	1.9%
104,502		33,906		62,212		188,488		1,082,082	
9.7%	42.0%	3.1%	23.9%	5.7%	73.1%	17.4%	89.8%	100.0%	7.7%
4,083		2,958		2,228		0		330,191	
1.2%	1.6%	0.9%	2.1%	0.7%	2.6%	0.0%	0.0%	100.0%	2.4%
248,740		141,607		85,067		209,947		14,032,382	
1.8%	100.0%	1.0%	100.0%	0.6%	100.0%	1.5%	100.0%	100.0%	100.0%

5 年度別・用途別有収水量

用 途	23年度(基準年度)		24 年 度		
	水量 (m³)	構成比	水量 (m³)	構成比	趨勢率
家 事 用	11,904,631	84.6%	11,894,261	84.8%	99.9%
営 業 用	1,183,700	8.4%	1,157,976	8.2%	97.8%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	785,785	5.6%	807,831	5.8%	102.8%
工 場 用	153,747	1.1%	141,366	1.0%	91.9%
臨 時 用	42,270	0.3%	29,722	0.2%	70.3%
合 計	14,070,133	100.0%	14,031,156	100.0%	99.7%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

6 年度別水道料金等調定状況

用 途 等	23年度(基準年度)		24 年 度		
	金額 (円)	構成比	金額 (円)	構成比	趨勢率
家 事 用	1,844,763,190	74.7%	1,841,464,706	75.1%	99.8%
営 業 用	313,722,737	12.7%	304,774,326	12.4%	97.1%
病院・学校・官公署・プール・湯屋用	245,242,067	9.9%	252,639,491	10.3%	103.0%
工 場 用	38,997,604	1.6%	35,066,380	1.4%	89.9%
臨 時 用	27,507,690	1.1%	19,370,610	0.8%	70.4%
小 計	2,470,233,288	100.0%	2,453,315,513	100.0%	99.3%
水道メーター使用料	32,052,516	—	33,011,151	—	103.0%
合 計	2,502,285,804	—	2,486,326,664	—	99.4%

* 趨勢率は基準年度を100として算定した数値

25 年 度			26 年 度			27 年 度		
水量 (m³)	構成比	趨勢率	水量 (m³)	構成比	趨勢率	水量 (m³)	構成比	趨勢率
12,003,311	84.6%	100.8%	11,866,111	84.4%	99.7%	11,906,894	84.7%	100.0%
1,203,993	8.5%	101.7%	1,230,953	8.8%	104.0%	1,216,776	8.6%	102.8%
815,408	5.7%	103.8%	791,096	5.6%	100.7%	767,105	5.5%	97.6%
147,528	1.0%	96.0%	140,363	1.0%	91.3%	141,607	1.0%	92.1%
24,071	0.2%	56.9%	25,326	0.2%	59.9%	30,204	0.2%	71.5%
14,194,311	100.0%	100.9%	14,053,849	100.0%	99.9%	14,062,586	100.0%	99.9%

25 年 度			26 年 度			27 年 度		
金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率	金額 (円)	構成比	趨勢率
1,833,524,958	74.4%	99.4%	1,833,508,529	74.0%	99.4%	1,845,973,250	74.3%	100.1%
320,576,474	13.0%	102.2%	340,078,583	13.7%	108.4%	335,367,545	13.5%	106.9%
255,101,605	10.4%	104.0%	253,114,877	10.2%	103.2%	245,049,752	9.9%	99.9%
37,526,052	1.5%	96.2%	36,262,053	1.5%	93.0%	36,961,550	1.5%	94.8%
16,098,390	0.7%	58.5%	15,997,770	0.6%	58.2%	20,631,024	0.8%	75.0%
2,462,827,479	100.0%	99.7%	2,478,961,812	100.0%	100.4%	2,483,983,121	100.0%	100.6%
33,809,725	—	105.5%	35,513,888	—	110.8%	36,578,772	—	114.1%
2,496,637,204	—	99.8%	2,514,475,700	—	100.5%	2,520,561,893	—	100.7%

7 水道料金の徴収と督促等の状況

(1) 料金の徴収

料金徴収方法	23年度		24年度	
	件数	構成比	件数	構成比
口座振替	38,132	74.1%	38,538	74.3%
納付制	13,343	25.9%	13,307	25.7%
クレジットカード払い	0	0.0%	0	0.0%
合計	51,475	100.0%	51,845	100.0%

* クレジットカード払いは平成25年10月1日から取り扱いを開始

(2) 料金の督促

料金の督促等	23年度	24年度
	件数	件数
1次督促	13,374	12,744
2次督促	16,876	16,530
停水予告	4,368	3,476
給水停止通知	1,563	1,294
給水停止	644	560

8 水道メーター一点検状況(平成27年度)

月	総件数 A	検針済件数					個人 メーター 検針	認定件数		
		一般 メーター	遠隔 メーター	開栓中	閉栓中	閉栓率 E/A		未点検認定分		
								不在	障害	位置 不明
4	27,624	23,604	4,002	24,079	3,527	12.77%	18	20	20	4
5	31,205	26,245	4,935	27,339	3,841	12.31%	25	27	25	0
6	28,369	24,323	4,028	24,725	3,626	12.78%	18	16	16	2
7	31,877	26,943	4,909	27,981	3,871	12.14%	25	24	32	2
8	28,403	24,390	3,995	24,832	3,553	12.51%	18	21	16	2
9	31,947	27,026	4,896	28,070	3,852	12.06%	25	29	29	2
10	28,440	24,472	3,950	24,796	3,626	12.75%	18	26	16	1
11	31,978	27,061	4,892	28,153	3,800	11.88%	25	19	19	2
12	28,488	24,518	3,952	24,804	3,666	12.87%	18	22	25	0
1	32,020	27,131	4,864	28,158	3,837	11.98%	25	24	23	1
2	28,598	24,766	3,814	24,849	3,731	13.05%	18	23	12	0
3	32,112	27,342	4,745	28,162	3,925	12.22%	25	15	58	1
計	361,061	307,821	52,982	315,948	44,855	12.42%	258	266	291	17

25年度		26年度		27年度	
件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
37,603	70.6%	37,107	69.2%	36,566	67.4%
14,082	26.4%	13,976	26.0%	14,378	26.5%
1,602	3.0%	2,561	4.8%	3,339	6.1%
53,287	100.0%	53,644	100.0%	54,283	100.0%

25年度	26年度	27年度
件数	件数	件数
13,467	14,649	14,352
17,210	16,954	17,291
3,158	2,659	2,033
1,196	1,052	1,002
503	502	546

(単位 : 件)

		認定件数						付帯業務				
		点検認定分					認定計 B + C D	認定率 D / A	漏水 発見	無届 転居	無断 使用	計
計 B	認定率 B / A	不動	破損	逆付	計 C	認定率 C / A						
44	0.15%	0	3	0	3	0.01%	47	0.16%	28	8	65	101
52	0.16%	0	2	0	2	0.01%	54	0.17%	29	5	95	129
34	0.12%	1	1	0	2	0.01%	36	0.12%	29	0	90	119
58	0.18%	2	0	0	2	0.01%	60	0.19%	51	1	98	150
39	0.13%	1	3	0	4	0.01%	43	0.15%	78	0	68	146
60	0.19%	1	1	0	2	0.01%	62	0.20%	67	0	68	135
43	0.15%	0	1	0	1	0.00%	44	0.15%	56	1	81	138
40	0.13%	1	0	0	1	0.00%	41	0.13%	58	1	70	129
47	0.16%	2	1	0	3	0.01%	50	0.17%	51	1	66	118
48	0.15%	0	0	0	0	0.00%	48	0.15%	81	1	73	155
35	0.12%	2	0	0	2	0.01%	37	0.13%	110	5	73	188
74	0.23%	0	2	0	2	0.01%	76	0.24%	54	0	96	150
574	0.16%	10	14	0	24	0.01%	598	0.16%	692	23	943	1,658

9 水道料金の減免措置と特例計算

(1) 減免措置状況

用 途		区 分	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
漏	家事用	件数(件)	210	209	208	205	218
		水量(m ³)	14,057	11,050	12,440	9,628	13,060
		金額(円)	4,120,636	2,855,396	3,312,823	2,436,826	3,498,720
水	営業用	件数(件)	16	15	12	11	7
		水量(m ³)	15,777	1,102	2,559	2,289	1,371
		金額(円)	5,778,366	362,441	886,341	827,038	409,827
減	官公署用	件数(件)	6	4	7	5	4
		水量(m ³)	5,491	195	1,771	1,274	1,277
		金額(円)	2,022,178	50,794	632,798	448,993	442,249
免	その他	件数(件)	5	6	8	4	8
		水量(m ³)	2,509	652	4,298	2,928	2,959
		金額(円)	900,485	217,114	1,578,239	1,091,105	1,074,119
小 計		件数(件)	237	234	235	225	237
		水量(m ³)	37,834	12,999	21,068	16,119	18,667
		金額(円)	12,821,665	3,485,745	6,410,201	4,803,962	5,424,915
被災者特例減免		件数(件)	33	25	4	0	0
		水量(m ³)	5,009	3,524	235	0	0
		金額(円)	817,643	533,324	32,019	0	0
合 計		件数(件)	270	259	239	225	237
		水量(m ³)	42,843	16,523	21,303	16,119	18,667
		金額(円)	13,639,308	4,019,069	6,442,220	4,803,962	5,424,915

(2) 特例計算別栓数及び戸数

区 分		栓数(栓)	割合	戸数(戸)	割合
特 例 計 算	第 1 種	399	0.7%	9,224	14.0%
	第 2 種	120	0.2%	2,052	3.1%
	第 3 種	91	0.2%	932	1.4%
	第 4 種	16,053	29.6%	16,068	24.4%
	合 計	16,663	30.7%	28,276	42.9%
全給水栓数・給水戸数		54,283	100.0%	65,896	100.0%

(3) 特例計算の種別及び料金の算出方法

種 別	適用対象建物形態	水道料金の算出方法
特例計算 第 1 種	独立した生計を営む住居のみを単位とした共同住宅（以下「共同住宅」という。）で、その住居の規模が各戸とも概ね等しいもの	均等に使用したとみなされた1戸当たりの水量（市の親メーターで計量した水量を使用戸数で割る。）につき算出された水道料金に使用戸数を乗じる。
特例計算 第 2 種	1) 独立した生計若しくは事業を営む住居、店舗、事務所等が混在する多目的ビル又は業務用ビル（以下「多目的ビル等」という。）であるもの 2) 共同住宅で、その住居の規模が大きく異なるもの 3) 独立した生計を営む居室ごとに給水栓がない寮に類するもの	基本水量に使用戸数を乗じた水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から基本水量×使用戸数を引く。）については、1戸分としての超過料金を算出し、その金額に基本料金に使用戸数を乗じた金額を加える。
特例計算 第 3 種	特例計算第2種の適用建物に該当する多目的ビル等又は共同住宅で、住居、店舗、事務所等の一部に市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を超える分（市の親メーターで計量した水量から市の各戸メーター又は私設メーターで計量した水量を引く。）については、特例計算第2種で料金を算定し、その金額に市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき算出した金額を加える。ただし、市の各戸メーター又は私設メーターが設置されていない室がすべて独立した生計を営む住居のみで、かつ、その室の規模が各室とも概ね等しいときは、特例計算第1種で料金を算出する。
特例計算 第 4 種	特例計算第1種又は特例計算第2種の適用建物に該当する共同住宅又は多目的ビル等で、すべての住居、店舗、事務所等ごとに市の各戸メーター又は私設メーターが設置されているもの	市の各戸メーター又は私設メーターで計量された水量に基づき、各戸ごとに算出する。ただし、その合計金額が市の親メーターで計量した水量に基づき特例計算第1種で算出した水道料金に満たないときは、その差額を別途徴収する。

10 大阪府下 各市水道料金比較(30m³の場合)

